現場代理人の兼務フロ一図

西海市 総務課 契約検査班

兼務しようとする現場代理人は「経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者」か?

はい

いいえ

請負金額が4,500万円未満(建築一式工事は9,000万円未満)の丁事か?

の工事か?

いいえ
はい **兼務できない**ひとつでも満たさない

①兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断できる工事か? ②発注者又は監督員と携帯電話等により常時連絡が取れるか?

③発注者又は監督員が指示した場合は、速やかに工事現場に向かう等の対応が取れるか?

ひとつでも満たさない

すべて満たす

①経営業務の管理責任者又は営業所の 専任技術者と工事の現場代理人を兼務 することが実際に可能であり、それぞれに 期待される役割が十分に果たせるか?

- ②当該営業所において請負契約が締結された建設工事か?
- ③工事現場と営業所が市内又は近隣の市町である場合は10km程度以内にあり当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるか?なお工事現場が離島の場合は他に受注している公共工事(国・県等含む)の現場において工事稼働がないか?
- ④所属建設業者と直接的かつ恒常的な 雇用関係にあるか?
- ⑤経営業務の管理責任者又は営業所の 専任技術者の他に配置する現場代理人 がいないか?

兼務しようとする市内公共工事(国、県等を含む)が全て、請負金額が500万円未満であり、近隣市町を含まないか?



いいえ

兼務できる

ただし、兼務している工事が変更等により 500万円以上になったらそれ以上の兼務 は出来ない。件数の制限なし。

- ①各々の工事の請負金額が4,500万円未満(建築一式9,000万円未満)の工事か?
- ②市内又は近隣の市町である場合は10km程度以内において施工する場合か?
- ③兼務する工事の請負金額合計が9,000万円未満(建築一式1億8,000万円未満)の工事か?
- ④工事現場が離島の場合は、他に兼務している公共工事 (国・県等含む)の現場において工事稼働がないか?

すべて満たす

すべて満たす

ひとつでも満たさない

兼務できる

ただし、請負金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)となったら兼務できない

兼務できる ただし3件まで

兼務できない

- ●兼任する現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、工事現場を離れる際には、 安全管理や連絡体制を構築しておくこと。
- ●現場代理人が兼務する場合は、現場代理人等決定(変更)通知書提出時に、様式第1号(経営業務の管理 責任者又は営業所の専任技術者は3号)を2部提出し、協議の上発注者の承諾を得ること。
- ●要件を満たしている場合でも工事内容、受注者の施工状況等により発注者の判断により兼務を承諾せず、又は兼務の承諾を取り消すものとする。
- ●受注者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなった場合には当該者の建設業の許可権者 へ通報するとともに契約解除となる場合がある。